

国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年4月22日規則第42号

改正 平成21年3月27日規則第23号

改正 平成22年6月25日規則第42号

改正 平成28年12月22日規則第42号

改正 平成30年 3月19日規則第 6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号）第37条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学の教職員（以下「教職員」という。）の労働時間、休日及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 労働時間、休憩、休日

(始業及び終業の時刻等)

第3条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- 一 始業 午前8時30分
- 二 終業 午後5時15分

2 学長は、業務上の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

(休憩時間)

第4条 労働時間の途中に、60分の休憩時間を置く。

- 2 前項の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。
- 3 教職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休憩時間の特例)

第5条 学長は、業務上の必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、労基法第34条の規定にもとづく労使協定の定めるところにより、休憩時間の時間帯を変更することがある。

第6条 削除

(通常の勤務場所以外での勤務)

第7条 教職員が労働時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、労基法第38条の2の規定にもとづく労使協定の定めるところにより、所定労働時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(時間外・深夜・休日勤務)

第8条 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定にもとづく労使協定の定めるところにより、学長は、教職員に所定の労働時間以外の時間又は休日に勤務を命ずることがある。

(時間外勤務における休憩時間)

第9条 前条の規定により勤務を命じる場合に1日の労働時間が8時間を超えるときは、1時間の休憩時間(所定の労働時間中に置かれる休憩時間を含む。)を労働時間の途中に置く。

(非常災害時の勤務)

第10条 学長は、災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に所定の労働時間を超えて、又は休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行う。

(休日)

第11条 休日は、次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「祝日法による休日」という。)
- 四 12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)
- 五 その他、特に指定する日

(休日の振替、代休)

第12条 学長は、前条に規定する休日に業務上の必要により勤務することを命じた場合には、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えることができる。

- 2 前項による休日の振替ができない場合には、当該休日に代休を与えることができる。
- 3 前項による休日の代休は、当該休日の日以降に与える。

第4章 労働時間の特例

(短時間勤務)

第13条 教職員は、育児又は介護を必要とする場合には、1日の所定労働時間を短縮した勤務に就くことができる。この場合の期間及び時間については次の各号のとおりとする。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する期間 1日につき1時間又は2時間
 - 二 傷病の家族を教職員が介護をするために要する期間 1日につき1時間又は2時間
- 2 前項条各号の時間は、始業時及び終業時に30分単位で分割することができる。
 - 3 教職員は、第1項の短時間勤務の承認を受ける場合には、事前に申し出なければならない。

(1年以内の変形労働時間制)

第14条 学長は、業務に季節的な繁閑がある事業場に勤務する教職員については、労基法第32条の4の規定にもとづく労使協定の定めるところにより、1ヶ月以上1年以内の一定期間を平均し1週間の労働時間が38時間45分を超えない範囲内において、休日及び労働時間を別に割振ることがある。

(フレックスタイム制)

第15条 学長は、業務その他の都合上必要と認められる場合には、教職員に始業及び終業時刻の決定を委ねる勤務に就かせることがある。この場合の始業及び終業の範囲については、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 始業 午前7時から午前10時まで
 - 二 終業 午後3時から午後10時まで
- 2 前項の教職員の範囲等必要な事項については、労基法第32条の3に定める労使協定を締結する。

(裁量労働制)

第16条 業務の性質上必要と認められる教職員については、みなし労働時間によることがある。

- 2 前項のみなし労働時間に必要な事項については、労基法第38条の3に定める労使協定を締結する。

(出勤簿)

第17条 教職員は、始業時刻までに出勤し、出勤後直ちに出勤簿に押印する。ただし、やむを得ない場合には、署名にかえることができる。

第5章 休暇

(休暇の種類)

第18条 教職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇は有給とする。

(年次有給休暇)

第19条 年次有給休暇は、一の年（1月1日からその年の12月31日まで）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる日数とする。

一 次号に掲げる教職員以外の教職員 20日

二 当該年の中途において新たに教職員となった者（国家公務員等から引き続き教職員となった者を除く。）は、その年の在職期間に応じ、別表1の日数欄に掲げる日数

三 前二号に規定するもののほか、年次有給休暇の付与日数に関し、必要な事項は、別に定める。

2 教職員は、前項の年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ休暇簿に記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出る。

(年次有給休暇の時季変更権)

第20条 年次有給休暇は、教職員の請求する時季に与える。ただし、教職員の請求する時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営に支障が生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがある。

2 年次有給休暇の一部について、労基法第39条第5項の規定にもとづく労使協定の定めるところにより、年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合には、これにより年次有給休暇を与える。

(年次有給休暇の単位)

第21条 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 時間を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

(年次有給休暇の繰り越し)

第22条 年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものは除く。）は、一の年における年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を翌年に繰り越すことができる。

(病気休暇)

第23条 病気休暇は、教職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小

限度の期間とし、1日、1時間又は1分を単位とする。

- 3 教職員は、第1項の病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 4 病気休暇が一週間を超える場合には、療養を要する期間が明記された医師の診断書をすみやかに提出しなければならない。ただし、病気休暇が一週間を超えない場合においても、必要と認める場合には、医師の診断書の提出を求めることができる。
- 5 病気休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された療養を要する期間を経過する場合には、更に診断書を提出しなければならない。
- 6 長期にわたり病気休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、医師の診断書を提出し、許可を受けなければならない

(特別休暇)

第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により教職員から申出があった場合における休暇とする。

- 2 特別休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、1日、1時間又は1分を単位とする。
- 3 前項の特別休暇は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。
 - 一 教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 二 教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 三 教職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 四 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動
 - ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動
 - ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

- 五 教職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- 六 生後1年に達しない子を育てる教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（ただし、当該教職員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該教職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間）
- 七 教職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 教職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の2日（再雇用短時間教職員にあっては、15時間30分）の範囲内の期間
- 八 教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が、これらの子を養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（再雇用短時間教職員にあっては、38時間45分にその者の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
- 九 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間
- 十 教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（前号に掲げる場合を除く。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において当該者が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間
- 十一 教職員の親族（別表2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表2に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- 十二 教職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間
- 十三 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間
- 十四 地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場

合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

十五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

十六 地震、水害、火災その他の災害時において、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

十七 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合 必要と認められる期間

十八 その他、特に指定する日

4 前項（第十三号を除く。）の連続する日数及び週数には、休日を含む。

5 第3項第七号から第九号までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は1日又は1時間とする。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

6 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

（特別休暇の手続き）

第25条 教職員は、特別休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に所要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項の場合において、証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（休暇の引継ぎ）

2 この規則の施行日の前日において、一般職の教職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第16条の適用を受けていた教職員が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学の教職員となる者（以下「承継職員」という。）となった場合の年次有給休暇の取り扱いについては、施行日前の規則を適用し付与された日数を引き継ぐものとする。

附 則（平成17年規則第42号）

この規則は、平成17年4月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成21年規則第23号）

この規則は、平成21年3月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第42号）

この規則は、平成 22 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 42 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 6 号）

この規則は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。

別表 1（第 19 条第 1 項第二号関係）

在 職 期 間	日 数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	12 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	13 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日
9 月を超え 10 月に達するまでの期間	17 日
10 月を超え 11 月に達するまでの期間	18 日
11 月を超え 1 年未満の期間	20 日

別表 2（第 24 条第 3 項第十一号関係）

親 族	日 数
配偶者	7 日
父母	7 日
子	5 日
祖父母	3 日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては 7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては 7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては 7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては 7 日）

	っては5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(教職員と生計を一にしていた場合にあっては3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(教職員と生計を一にしていた場合にあっては3日)
おじ又はおばの配偶者	1日